

福岡県公報

平成三十年十月五日
第四千三十二号
増刊
①

目次

条 例 (第四十七号・第五十五号)

○福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

例 (市町村支援課) ……………二

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

例 (情報政策課) ……………二

○福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

例 (青少年育成課) ……………三

○福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

例 (がん感染症疾病対策課) ……………三

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例 (子育て支援課) ……………四

○福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

例 (監視指導課) ……………四

○福岡県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

例 (畜産課) ……………五

○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

例 (建築都市総務課) ……………五

公布された条例のあらまし

○福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 公職選挙法の一部を改正する法律の制定に伴い福岡県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 一の条例は、平成三十一年三月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

(企画・地域振興部情報政策課)

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の制定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課)

1 インターネットに接続できる機器の急速な普及に伴い、インターネットを通じて青少年がだまされたり、脅かされたりして、自分の裸体を撮影させられた上送らされる被害が増加していることに鑑み、青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノの提供を不当に求める行為を禁止し、青少年を守るため、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一の条例は、平成三十一年二月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部がん感染症疾病対策課)

1 がん登録等の推進に関する法律に基づき、本県に係るがん登録情報の利用等について意見を聴くため、福岡県がん登録情報利用等審議会を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

◇福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

(環境部監視指導課)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が制定されたことを踏まえ、公表の対象となる行政処分に関する法律第十九条の十の規定に基づく命令等を加えるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(農林水産部畜産課)

1 福岡県農業共済組合連合会が解散したことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

1 建築基準法の一部を改正する法律の制定に伴い、使用期間が一年を超える仮設建築物の建築許可の申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築指導課)

1 建築基準法の一部を改正する法律の制定に伴い、使用期間が一年を超える仮設建築物に対する制限の緩和に関する規定を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県条例第四十七号

福岡県知事 小川 洋

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例(平成七年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第七条中「(福岡県知事の選挙における候補者に限る。)」を削る。

第九条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、同条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

第十三条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万八千七百五十円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「五十五万七千七百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県議会議員及び福岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十八号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「就労自立給付金」の下に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十九号

福岡県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第三十一条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若

しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

第三十八条第七項中「第三十一条」の下に「、第三十二条」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第三十一条の二の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

第三十九条中「第六項」を「第七項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

福岡県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項の規定に基づく機関として、同項及び同条第二項の規定による社会福祉に関する事項並びに同法第十二条第一項の規定による児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等を行うこと
------------	---

福岡県社会	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項の規定に基づく機関として、同項及び同条第二項の規定による社会福祉に関する事項並びに同
-------	--

福祉審議会	法第十二条第一項の規定による児童福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等を行うこと
福岡県がん登録情報利用等審議会	がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第百二十三号）の規定により合議制の機関の意見を聴くこととされた事項について意見を述べることに

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十一号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表三五の二の三の項上欄中イからルまでを削り、ヲをイとし、ワを削り、カをロとし、ヨ及びタを削り、同欄中レをハとし、ソからラまでをニからチまでとし、同欄ム中「ラ」を「チ」に改め、同欄中ムをリとし、同項下欄中「イからルまで、ワ、ヨ、タ、ソ、ネ及びナ」を「ニ、ヘ及びト」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十二号

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を次のように改める。

2 知事は、次に掲げる行政処分を行ったときは、規則で定めるところにより、当該行政処分の対象となつた事業者名及び処分内容等を公表することができる。

一 法第十二条の六第三項の規定による命令

二 法第十二条の七第十項の規定による認定の取消し

三 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止命令

四 法第十四条の三の二第一項又は第二項（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し

五 法第十五条の二の七の規定による改善命令等

六 法第十五条の三各項の規定による許可の取消し

七 法第十九条の三（法第十二条の七第五項の規定により同条第一項の認定を受けた者を一の事業者とみなして適用する場合及び法第十七条の二第三項において有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に準用する場合を含む。）の規定による改善命令

八 法第十九条の五第一項（法第十二条の七第五項の規定により同条第一項の認定を受けた者を一の事業者とみなして適用する場合、法第十七条の二第三項において有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に準用する場合及び法第十九条の十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による措置命令

九 法第十九条の六第一項（法第十二条の七第五項の規定により同条第一項の認定を受けた者を一の事業者とみなして適用する場合を含む。）の規定による措置命令

十 法第二十一条の二第二項の規定による事故時の措置に係る命令

十一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十二条第一項の規定による改善命令

十二 第十一条第二項の規定による事故時の応急措置に係る命令

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十三号

福岡県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福岡県獣医師修学資金貸与条例（平成五年福岡県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、農業共済組合連合会」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十四号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項を削る。

別表一二の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同表一二の二の二の項とし、同表一一の二の二の項の次に次のように加える。

一一	建築基準法第四十三條第二項第一号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	一件につき 二七、〇〇〇円	申請のとき
----	--------------------------------------	-------------------------	------------------	-------

別表三六の項の次に次のように加える。

三六	建築基準法第八十の二 五条第六項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	使用期間が一年を超える仮設建築物建築許可申請手数料	一件につき 一六〇、〇〇〇円	申請のとき
----	---	---------------------------	-------------------	-------

別表八五の項及び八六の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十五号

福岡県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福岡県建築基準法施行条例（昭和四十六年福岡県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第十五条中「第二百二十九条」を「第二百二十八条の五」に改める。

第二十条第三項中「第四十三条第一項ただし書き」を「第四十三条第二項第一号の規定により特定行政庁が認めた建築物又は同項第二号」に改める。

第二十五条の三第一号中「がけ地」を「崖地」に改める。

第二十六条中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

第二十六条の二中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。